

◎新潟県告示第248号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する第54条第3項の規定により、上江端前地区土地改良事業共同施行代表五十嵐栄一から区画整理事業上江端前地区に係る換地処分をした旨の届出があった。

令和6年3月8日

新潟県新発田地域振興局長